

(証券コード 6703)  
平成18年6月8日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

**沖電気工業株式会社**

取締役社長 篠塚勝正

## 第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。  
さて、当会社第82回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、  
ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記「株主総会参考書類」(36  
頁から52頁)をご検討いただき、次のいずれかの方法により、議決権  
を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 《書面郵送により議決権を行使される場合》

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、  
ご返送くださるようお願い申し上げます。(押印不要)

### 《インターネットにより議決権を電子行使される場合》

別紙(53頁)〈インターネットによる議決権行使のご案内〉を  
ご覧の上、<http://www.it-soukai.com> にアクセスし、電子行使を  
していただくようお願い申し上げます。

なお、インターネットにより議決権行使をされた場合、議決権行  
使書用紙のご返送は必要ありません。

敬具

記

1. 日 時 平成18年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦四丁目10番16号  
当会社 ビジネスセンター5号館1階会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第82期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件
  2. 第82期（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 第82期利益処分案承認の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役8名選任の件
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
- 第5号議案** 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案** 取締役に對し、ストック・オプションとして新株予約権を付与する件
- 第7号議案** 取締役兼務者を除く当社執行役員等に対し、ストック・オプションとして付与する新株予約権の募集事項の決定に関する件

### 4. その他の招集決定事項

代理人により議決権行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。その場合、代理権を証明する書面を提出していただきます。

以 上



- ◎当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎当社ではインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oki.com/jp>) において招集通知を提供しております。なお、株主総会参考書類、営業報告書、貸借対照表、損益計算書および連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイトにおいて周知させていただきます。

# 添付書類

## 営業報告書（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

### 1. 営業の概況

#### (1) 当社グループの営業の経過および成果

当期の国内の経済は、企業の収益改善に伴う設備投資の増加や個人消費の回復などを背景に、比較的堅調に推移してまいりました。世界的にも景気は回復傾向にあると言えます。しかしながら、当社グループの事業領域におきましては、カラープリンタ市場の成長といった好材料はあったものの、一方で金融機関のセキュリティ関連投資の遅れ、IT市場全般におけるデジタルデフレの継続による半導体やプリンタなどの価格下落の影響を受けました。また年度後半からは、通信キャリア各社のブロードバンドIPネットワークへの投資が一巡するなどの影響もありました。

このような市場環境の中、当期の連結売上高は前期比1.2%減の6,805億円となりました。連結営業利益は前期の272億円から166億円悪化し106億円となりました。連結経常利益は、212億円から140億円悪化の72億円となりました。連結当期純利益は、前期の112億円から61億円悪化し51億円となりました。

なお、当社の単独決算は連結業績と同様の状況ですが、売上高につきましては前期比6.9%減の4,091億円となりました。損益につきましては、営業利益は前期の80億円から42億円悪化し38億円となりました。経常利益は前期の83億円から36億円悪化し47億円となりました。当期純利益につきましては、前期の32億円から10億円悪化し22億円となりました。

当社グループでは、グループの全社員が共有すべき価値観を示した「沖電気グループ企業行動憲章」を制定し、より長期的かつグローバルな観点からグループとして果たすべき社会的責任を明確にしています。

コンプライアンスにつきましては、法令および社内規程の遵守を求める「沖電気行動規範」を制定し、コンプライアンス意識の強化を図るとともに、当社グループ全体でコンプライアンス体制を強化することで不祥事の発生防止に努めています。また、公益通報制度を社内に整備し、不正行為の早期発見を図ってまいります。

セグメント別連結売上高は以下のとおりであります。

なお、当期よりセグメントを変更しておりますので、前期につきましては組み替えた数値となっております。

## ○売上高

金額単位：億円

セグメント	2004年度(参考:前期)	2005年度(当期)	増減額	前期比(%)	主な差異理由
情報通信システム	3,731	3,380	△351	91	ATM売上減、IT投資の減少等による
半導体	1,507	1,507	0	100	
プリンタ	1,377	1,605	228	117	カラー・ノンインパクトプリンタ好調による
その他	270	313	43	116	
合計	6,885	6,805	△80	99	

次に当期における各セグメントの事業概況を申し上げます。

### 【情報通信システム】

金融市場向けにおきましては、営業店窓口端末の需要の減少および当初期待していたセキュリティ対応ATMへの投資遅延の影響を受けました。また、事務集中システムやバックヤードシステムなどの事務効率化に対する金融機関の投資意欲は回復しつつあるものの、期待するほどの需要は見られませんでした。

通信キャリア市場におきましては、当期後半より各キャリアのブロードバンドIPネットワークへの投資に一服感が出たことに加え、固定電話直収サービスの投資も一段落したため、固定系設備の投資減少がありました。一般企業の設備投資につきましては、IPテレフォニーをベースとした情報通信融合関連システムへのニーズは高かったものの、本格普及の緒についたばかりの段階にあります。

この結果、外部顧客向け連結売上高は、前期比9.4%減の3,380億円となりました。営業利益につきましては、売上減少などが影響し、前期の158億円から49億円悪化し109億円となりました。

### 【半導体】

半導体市場は回復基調にありましたが、全般的に価格下落が進行しています。P2ROMやドライバといった当社グループの主要商品におきましては、コスト削減と大容量化や新商品投入などによる付加価値向上を図りましたが、新規参入の増加や競争激化によりそれを上回る価格下落が継続しています。また、システムLSIにおきましては新商品開発の遅れなどもありました。

この結果、外部顧客向け連結売上高は、前期とほぼ変わらず1,507億円となりました。営業利益につきましては、競争激化による価格下落などが影響し、前期の120億円から90億円悪化し30億円となりました。

## 【プリンタ】

オフィス向けカラー・ノンインパクトプリンタ市場は、引き続き急速に拡大しています。当社グループでは、高速・高解像度のカラー印刷や小型軽量化に優位性のあるLED方式を強みに、新しい複合機の投入、販売拠点や生産拠点の拡充などを図って、売上を拡大してまいりました。しかし、カラープリンタ市場を中心に、台数シェア拡大を目指す競合各社間での競争がさらに激化しています。

この結果、外部顧客向け連結売上高は、前期比16.5%増の1,605億円となりましたが、カラープリンタを中心とした価格の下落、機種ミックスの悪化、販売・生産への積極投資などにより、営業利益は前期の78億円から37億円悪化し41億円となりました。

## (2) 当社グループの設備投資の状況

当期の設備投資は合計335億円であります。

セグメント別には下記のと通りの投資額でありました。

金額単位：億円

セグメント	設備投資額	主な投資内容
情報通信システム	56	金融・流通市場向けATM商品や現金処理システム、およびネットワークサービスやネットワークインフラ向け商品の開発、生産投資など
半導体	177	ロジックLSIやシステムLSI、システムメモリ等の開発、生産投資など
プリンタ	71	ビジネス向けプリンタの開発、生産投資など
その他	31	
合計	335	

(注) 上記金額には、リース資産44億円が含まれております。

## (3) 当社グループの資金調達の状況

当期の所要資金は自己資金および借入金により充当いたしました。

借入金は主要銀行を中心に主に長期借入金として調達いたしました。

## (4) 当社グループの今後の課題

当社グループが基盤とするIT業界は、技術革新が早く、変化の激しい市場であります。特に昨今は、光ブロードバンドネットワークの普及と音声・映像・データの融合した新サービスの進展に伴い、利用者に対していつで

も、どこでも、誰とでも、欲しい情報、商品、サービスを望む形で提供されるユビキタス・サービスが急進展しています。これにより、当社グループのお客様においてもビジネス環境が急速に変化しています。同時に、IT業界全般へ浸透するデジタルデフレにより、価格下落が依然として続いています。

このような状況を踏まえ、当社グループでは、予想をはるかに超えるお客様のビジネス環境変化に対して柔軟かつスピーディーに対応できる「強い事業構造」を構築し、「e社会<sup>®</sup>」のキープレーヤーを目指してまいります。具体的には、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

#### ① 柔軟かつスピーディーな事業運営

2006年度を投資・事業構造の変革の年と位置づけます。各事業のビジネスプロセスの再点検を通して競争優位性・差別化技術のある事業領域を改めて明確化し、当該事業へのリソースの集中を図ります。当社グループの得意とする情報通信を融合したソリューション、メカトロニクスの強みなどを基盤に「モノ作り」に拘り、お客様に満足のいただける「強い商品」を提供してまいります。このために、当社グループが従来進めているネットワーク型カンパニー経営を強化し、社内カンパニーの自律性を高めるとともに、ベンチャーカンパニーなどによる新規事業の迅速な立ち上げ、社内カンパニーおよびグループ内の各社における新しいシナジー効果の創出を促進してまいります。

また、安定収益企業に向けて変化の時代に柔軟に対応する強い事業構造の構築を実施していくのは人材であり、その人材の育成は今後も重要な経営課題であると認識しております。このため、若手社員の積極登用、業務コンサルティング資格の新設などを通してのスペシャリティ認定制度の強化、個人のノウハウを組織に蓄積・継承するためのコーチングスタッフの拡充などを図ってまいります。

#### ② 「強い事業構造」構築のための基盤事業の変革

当社グループにおける基盤事業の変革に当たりましては、

- ・ 競争優位性・差別化技術のある事業領域への資源の集中とアライアンス強化による注力事業のさらなる明確化
- ・ 技術・商品企画／開発力の強化に向けた組織の整備
- ・ マーケティング力・営業力・販売力の強化による売上拡大

を進めることで、収益の拡大を図ってまいります。各主要事業におきましては具体的には以下のような施策を進めてまいります。

情報通信システム事業の金融市場向け事業では、金融機関の投資回復を背景に、回復・成長の兆しが見えてきております。ATM事業につきましては

さらに構造改革を行い、セキュリティなど新たな機能の強化、コスト削減、海外事業展開などによって、収益増を図ります。一方、今後広がるインターネットなどの技術を利用した金融ユビキタス・サービスに対しては、アライアンス強化などを通して、お客様のニーズに的確かつスピーディーに対応できる体制を整えます。

通信キャリア市場向け事業では、既存ネットワークから次世代ネットワークNGNへの移行期であるため、2006年度は次世代に向けた開発投資期と位置づけ、競争力のある商品の開発に注力します。一方、国内の光ブロードバンドネットワーク市場におきまして強みを持つ宅内機器や光アクセス装置につきましましては、海外展開による収益拡大も視野に入れて事業を展開します。

エンタープライズ市場向け事業では、IPテレフォニーやコンタクトセンタ向けCTIなどにおいて、臨場感のあるトリプルプレーを実現するシステムに強みを持っています。先端的なユビキタス・サービスを実現するさらに付加価値の高い商品を投入することで、売上と収益の拡大を目指します。また、販売チャネル強化の継続ならびに中国を中心としたグローバル展開の強化によって、これら競争力のある商品ラインナップをお客様へ積極的に提供し、売上増を図ります。

半導体事業では、パートナーファブなどとの生産面でのアライアンス強化と技術・商品開発でのアライアンス強化を通してファブフリー戦略を増強することでコスト競争力を強化するとともに、付加価値の高い商品を生み出す柔軟な体制を構築します。特にシステムLSIにつきましましては、当社グループの持つ通信技術を活かした新商品の投入を図ります。また低消費電力、高耐圧、SOSなどの得意な領域につきましましては資源を集中するとともに、その競争優位を軸にした組織へと体制を整えることで、事業強化を図ります。

プリンタ事業では、市場拡大の続くカラーNIP事業のさらなる拡大を図ります。特に日本市場展開を本格化し、売上増強を目指します。また消耗品への収益依存度の高い本事業におきましては、より多く消耗品を使用する中・上位機種へのシフトを図ることで、収益力の改善に努めます。また消耗品の利用を促進するようなソリューションの提供にも注力します。一方、SIDMおよびモノクロNIP事業は、今後もプリンタ事業を支える基盤として収益最大化を図ります。

③ 新規事業の拡大による収益力向上

新規事業としては、サービス/ソフト事業拡大による利益創出、海外事業の拡大、部門横断による新規事業の創出加速に注力します。

サービス/ソフト事業につきましては、従来どおり基盤事業に関連した分野で拡大していく考えです。当社グループの持つ技術・知識・ノウハウ・資産を活用し、お客様を超える業務ノウハウ蓄積・活用・拡大することによって、お客様が本業に集中することのお役に立てるよう、業務運営に役立つサービスおよびソフト事業の提供に注力します。例えば、金融機関向けではATM機器および保守・サービスの提供を基盤とし、金融機関向け人員の派遣からATM運用まで、ATMに係るすべてのサービスをトータルに提供することで、売上を拡大します。

海外事業展開につきましては、ATMやIPテレフォニーサーバ、コンタクトセンタなど当社グループの強い商品/技術を中心として、体制の思い切った整備を図ります。特に成長著しい中国市場に向けては、従来のような日本からのオペレーションではなく、マーケティング、商品企画開発に始まり、中国に軸足を置いた体制を取ります。半導体事業につきましては、中国・韓国・台湾にある既存の販売チャネルを強化いたします。またプリンタ事業では成長著しいBRICs市場向けに販売体制強化を図ります。

全社横断による新規事業の創出加速につきましては、当社グループ内に部門横断プロジェクトを設置し、グループ内で保有する強みを融合することで、ユビキタス・ネットワーク、ユビキタス・サービスでの事業創出を加速してまいります。また、ベンチャーカンパニー・ベンチャーユニットを増やすことで新規事業の創出を加速し、活性化を進めてまいります。

(5) 当社グループおよび当社の業績の推移

① 当社グループの業績の推移

当期ならびに過去3期の業績および資産の推移は次のとおりであります。

	第79期 (2002年度)	第80期 (2003年度)	第81期 (2004年度)	第82期 (当期:2005年度)
売上高	5,855 億円	6,542 億円	6,885 億円	6,805 億円
当期純利益	△6,560 百万円	1,328 百万円	11,174 百万円	5,058 百万円
1株当たり当期純利益	△10.72 円	2.17 円	18.27 円	8.27 円
総資産	6,229 億円	6,096 億円	6,080 億円	6,189 億円
純資産	1,013 億円	1,105 億円	1,248 億円	1,339 億円
1株当たり純資産	165.63 円	180.66 円	204.11 円	218.96 円

(注) 1. △印は損失を示します。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数(加重平均)に基づき、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。ただし、自己株式数を控除して算出しております。



第79期（2002年度）につきましては、事業環境がより一層厳しくなったことから、2002年10月に「第3次構造改革」を策定し、実行に努めました結果、前期に比較し、売上高は減少する中でも、損失額は大幅に改善いたしました。

第80期（2003年度）につきましては、事業環境において明るい兆しが見え始める中、「第3次構造改革」の完遂に努めました結果、前期に比較し、売上高は増加し、損失額は大幅に改善し、利益を計上するに至りました。

第81期（2004年度）につきましては、概ね良好な事業環境において、安定収益企業としてさらなる成長を目指す第二フェーズの展開に努めました結果、前期に比較し、売上高は増加し、利益も改善いたしました。

## ② 当社の業績の推移

当期ならびに過去3期の業績および資産の推移は次のとおりであります。

	第79期 (2002年度)	第80期 (2003年度)	第81期 (2004年度)	第82期 (当期:2005年度)
売 上 高	3,771 億円	4,175 億円	4,394 億円	4,091 億円
当 期 純 利 益	△9,905百万円	△3,800百万円	3,199百万円	2,217百万円
1株当たり当期純利益	△16.18 円	△6.21 円	5.23 円	3.63 円
総 資 産	5,151 億円	4,967 億円	4,880 億円	4,876 億円
純 資 産	1,182 億円	1,235 億円	1,282 億円	1,349 億円
1株当たり純資産	193.18 円	201.97 円	209.60 円	220.63 円

(注) 1. △印は損失を示します。

- 1株当たり当期純利益は期中平均株式数（加重平均）に基づき、また、1株当たり純資産は期末発行済株式数に基づき算出しております。ただし、自己株式数を控除して算出しております。
- 第80期より、「商法施行規則の一部を改正する省令」（平成15年2月28日法務省令第7号および平成15年9月22日法務省令第68号）による改正後の商法施行規則の規定に基づいて計算書類を作成しておりますので、従来の「当期利益」、「1株当たり当期利益」は「当期純利益」、「1株当たり当期純利益」と表示しております。

## 2. 当社グループおよび当社の概況

(2006年3月31日現在)

### (1) 当社グループの主要な事業内容

当社グループは、情報通信事業グループ、半導体事業グループ、プリンタ事業グループの3事業グループ体制により、情報通信システム/機器、半導体、プリンタならびにこれらを活用したソリューションおよびサービスの提供を主な事業としております。

主要な営業品目は次のとおりであります。

セグメント	営 業 品 目
情 報 通 信 シ ス テ ム	金融システム、自動化機器システム、ITS関連システム、電子政府関連システム、ERPシステム、コンピュータ・ネットワーク関連機器、情報ネットワーク端末機器、セキュリティシステム、IP電話システム、企業通信システム、CTIシステム、映像配信システム、電子交換装置、デジタル伝送装置、光通信装置、無線通信装置、ブロードバンドアクセス装置、ネットワークサービス、ネットワーク運用支援サービスなど
半 導 体	システムLSI、ロジックLSI、メモリLSI、光モジュール、光デバイス、GaAsIC、ファンダリサービスなど
プ リ ン タ	カラーNIP、モノクロNIP、SIDM、MFPなど

### (2) 株式の状況

当社の株式の状況は次のとおりであります。

- ① 会社が発行する株式の総数 2,400,000千株
- ② 発行済株式の総数 612,371千株
- ③ 株主数 111,379名

④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	議決権比率	当社の当該株主への出資状況	
			持株数	出資比率
明治安田生命保険相互会社	34,000千株	5.63%	—千株	—%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	25,375	4.20	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口）	24,373	4.04	—	—
株式会社みずほコーポレート銀行	13,000	2.15	—(注)1	—
株式会社損害保険ジャパン	12,986	2.15	500	0.05
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口4）	11,074	1.84	—	—
日本証券金融株式会社	10,859	1.80	—	—
第一生命保険相互会社	9,380	1.55	—	—
ステート ストリート ハンク アント <sup>®</sup> トラ スト カンパニー 505019	8,720	1.45	—	—
沖電気工業従業員持株会	8,472	1.40	—	—

(注) 1. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行の株式は保有しておりませんが、みずほグループの持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式5千株を保有しております。

2. 証券取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示」制度に基づき、  
 2005年7月31日現在において株式会社みずほコーポレート銀行およびその共同保有者から32,778千株（出資比率5.35%）を保有している旨の報告を受けております。  
 2006年1月31日現在において明治安田生命保険相互会社およびその共同保有者から36,905千株（出資比率6.03%）を保有している旨の報告を受けております。  
 2006年2月28日現在においてアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者から33,739千株（出資比率5.51%）を保有している旨の報告を受けております。  
 2006年2月28日現在において野村証券株式会社およびその共同保有者から35,342千株（出資比率5.71%）を保有している旨の報告を受けております。  
 2006年3月31日現在においてモルガン・スタンレー証券準備株式会社（現モルガン・スタンレー証券株式会社）およびその共同保有者から44,454千株（出資比率7.24%）を保有している旨の報告を受けております。  
 2006年3月31日現在においてパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社およびその共同保有者から31,281千株（出資比率5.11%）を保有している旨の報告を受けております。

⑤ 自己株式の取得、処分等および保有

○当期における取得株式

普通株式 160,507株 取得価額の総額 62,809千円

○当期における処分株式

なし。

○当決算期における保有株式

普通株式 868,052株

### (3) 当社グループの主要な事業所

主要な事業所は次のとおりであります。

名 称	区 分	所 在 地
沖電気工業(株)	本 社	東京都港区
	支 社	北海道(北海道札幌市)、東北(宮城県仙台市)、中部(愛知県名古屋)、北陸(石川県金沢市)、関西(大阪府大阪市)、中国(広島県広島市)、四国(香川県高松市)、九州(福岡県福岡市)
	事 業 場	東京都港区、東京都八王子市、埼玉県蕨市、埼玉県本庄市、群馬県高崎市、静岡県沼津市
	研 究 所	東京都八王子市、大阪府大阪市
沖ウインタック(株)	本 社	東京都品川区
(株)沖データ	本 社	東京都港区
(株)沖電気カスタマードテック	本 社	東京都江東区
宮城沖電気(株)	本 社	宮城県黒川郡大衡村
宮崎沖電気(株)	本 社	宮崎県宮崎郡清武町
Oki America, Inc.	本 社	アメリカ合衆国カリフォルニア州
Oki Europe Ltd.	本 社	英国ミドルセックス州
Oki(Thailand)Co., Ltd.	本 社	タイ国アユタヤ県

### (4) 当社グループおよび当社の従業員の状況

#### ① 当社グループの従業員の状況

セ グ メ ン ト	従 業 員 数 (人)
情 報 通 信 シ ス テ ム	8,975
半 導 体	5,011
プ リ ン タ	5,684
そ の 他	1,020
全 社 ( 共 通 )	485
合 計	21,175

② 当社の従業員の状況

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
5,496（前期末比107人増）	40.0	17.5

(5) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
沖ウインテック(株)	2,001百万円	53%	電気工事、電気通信工事の設計・施工
(株)沖データ	14,500百万円	100	プリンタなどの製造・販売
(株)沖電気カスタマードテック	800百万円	100	情報処理機器、通信機器の保守・工事・販売
宮城沖電気(株)	200百万円	100	半導体の製造・販売
宮崎沖電気(株)	200百万円	100	半導体の製造・販売
Oki America, Inc.	14百万米ドル	100	半導体、IPネットワーク製品の販売
Oki Europe Ltd.	33百万ポンド	100	プリンタなどの販売
Oki(Thailand)Co.,Ltd.	700百万バーツ	100	半導体の製造・販売

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
沖電線(株)	4,304百万円	35%	ケーブル、放電加工機用電極線等の製造・販売

③ 企業結合の成果

上記の重要な子法人等8社を含む連結子法人等は84社、持分法適用会社は上記の重要な関連会社1社を含む2社であります。当期の連結売上高は6,805億円（前期は6,885億円）、連結当期純利益は51億円（前期は112億円）となりました。

(6) 当社グループの主要な提携先

① 主要な技術提携先

Lucent Technologies GRL Corporation（米国）  
 International Business Machines Corporation（米国）  
 Texas Instruments Incorporated（米国）  
 キヤノン株式会社

② 主要な事業提携先

Hewlett-Packard Company (米国)

シスコシステムズ株式会社

United Microelectronics Corporation (台湾)

Peregrine Semiconductor Corporation (米国)

株式会社ACCESS

(7) 主要な借入先

当社の主要な借入先は次のとおりであります。

借入先	期末借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほコーポレート銀行	198億円	13,000千株	2.15%
株式会社三井住友銀行	143	3,381	0.56
明治安田生命保険相互会社	131	34,000	5.63
日本政策投資銀行	123	—	—
みずほ信託銀行株式会社	78	4,065	0.67

## (8) 取締役および監査役

(注)1	地 位	氏 名	担当または主な職業
*○	取締役社長	篠塚 勝正	CEO
*○	専務取締役	田中 和男	CFO、CCO 管理統括 総合企画室、経理部、人事部、監査室担当
*○	専務取締役	前田 裕	技術統括、政策調査部担当、中国ビジネス 推進本部長 情報通信事業グループ・チェアマン
○	常務取締役	村瀬 忠男	営業統括 営業推進本部担当
○	常務取締役	原 説秀	CIO 情報企画部、CSR推進部、コンプライアンス 推進部担当
○	常務取締役	服部 隆	情報通信事業グループG00
○	常務取締役	佐藤 直樹	グループ企業部、総務部担当 営業担当、財務担当
○	常務取締役	杉本 晴重	CTO 研究開発本部、生産・品質統括室、地球環 境部、法務・知的財産権部担当
○	常務取締役	川崎 秀一	広報部、人材支援部担当 営業担当、支社担当 営業推進本部長
	取 締 役	森尾 稔	ソニー株式会社社顧問
	常 勤 監 査 役	稲川 隆久	
	常 勤 監 査 役	本庄 慶行	
	常 勤 監 査 役	片桐 啓之	
	監 査 役	吉岡 家治	

CEO:Chief Executive Officer  
 CFO:Chief Financial Officer  
 CCO:Chief Compliance Officer  
 CIO:Chief Information Officer  
 G00:Group Operating Officer  
 CTO:Chief Technology Officer

- (注) 1. \*印は代表取締役であります。また、○印は執行役員を兼務しております。
2. 取締役のうち森尾 稔氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 監査役のうち片桐啓之および吉岡家治の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
4. 当営業年度中の退任取締役および退任監査役  
 2005年6月29日をもって退任された取締役は次のとおりであります。  
 取締役 佐野 勝彦
5. 営業年度後の代表取締役の異動  
 特にありません
6. 2006年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。  
 (除く取締役兼務者)

地 位	氏 名	担 当 業 務
常務執行役員	松井 一成	情報通信事業グループS00（兼）戦略企画室長
常務執行役員	北林 宥憲	半導体事業グループG00 生産・品質統括室、地球環境部担当補佐
執 行 役 員	福村 圭一	経理部長
執 行 役 員	松下 政好	情報通信事業グループS00（兼）ネットワークアブリケーション本部長
執 行 役 員	佐瀬 正敬	地球環境部、法務・知的財産部担当 政策調査部担当補佐
執 行 役 員	浅井 裕	情報通信事業グループS00 営業推進本部副本部長
執 行 役 員	山本 茂	情報通信事業グループS00（兼）金融ソリューションカンパニー・プレジデント
執 行 役 員	宮武 清治	半導体事業グループS00（兼）戦略企画室長
執 行 役 員	加茂 明	半導体事業グループS00（兼）シリコンソリューションカンパニー・プレジデント
執 行 役 員	宮下 正雄	情報通信事業グループS00（兼）ネットワークシステムカンパニー・プレジデント
執 行 役 員	榎本 博	総合企画室長
執 行 役 員	秋野 吉郎	ネットワークシステムカンパニー・EVP

S00:Senior Operating Officer

EVP:Executive Vice President

なお、当営業年度中および2006年4月以降、次のとおり執行役員の異動がありました。

退任		新任	
氏名	異動日	氏名	異動日
松井 一成	2006年3月31日	入谷 百広	2006年4月1日
宮武 清治	2006年3月31日	来住 晶介	2006年4月1日



## (9) 新株予約権の状況

### 1. 現に発行している新株予約権

#### ①商法第280条ノ20ならびに商法第280条ノ21による新株予約権

	新株予約権の 数	目的となる株式の 種類および数	行使時の1株当 り払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (平成14年7月18日発行)	153 個	普通株式 153,000株	271 円	平成16年7月1日から 平成19年6月30日まで
第2回新株予約権 (平成15年7月18日発行)	815 個	普通株式 815,000株	384 円	平成17年7月1日から 平成25年6月26日まで
第3回新株予約権 (平成16年7月20日発行)	452 個	普通株式 452,000株	458 円	平成18年7月1日から 平成26年6月28日まで
第4回新株予約権 (平成17年7月20日発行)	442 個	普通株式 442,000株	406 円	平成19年7月1日から 平成27年6月28日まで

(注) 新株予約権は、いずれもストック・オプション付与を目的として無償で発行された  
ものであります。

#### ②商法第341条ノ2による新株予約権付社債

	2008年満期ユーロ円建転換社債型新株 予約権付社債に付された新株予約権 (平成16年11月26日発行)
発行決議の日	平成16年11月9日
新株予約権の数	10,000 個
新株予約権の目的となる 株式の種類および数	普通株式 39,682,539 株
新株予約権の発行価額	無償
行使期間	平成16年12月10日 ~ 平成20年11月12日
行使価額	504 円
新株予約権付社債の残高	20,000 百万円

なお、旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権については、貸借対  
照表注記4に記載しております。

### 2. 当期中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権

#### 1) 発行した新株予約権の数

442個

#### 2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

普通株式442,000株 (新株予約権1個につき1,000株)

#### 3) 新株予約権の発行価額

無償

#### 4) 権利行使時の1株当たり払込金額

406円

5) 権利行使期間

平成19年7月1日から平成27年6月28日まで

6) 行使の条件

① 新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成19年7月1日から平成20年6月30日の期間  
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間  
割当個数の67%から(イ) で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成21年7月1日から平成27年6月28日の期間  
割当個数から(イ)、(ロ) で行使した個数を控除した個数を上限とする。

計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成21年6月30日以前に相続を開始した場合は、平成22年6月30日まで行使することができる。

平成21年7月1日以降に相続を開始した場合は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成27年6月28日を越えることはできないものとする。

③ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

7) 消却の事由と条件

前項により行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を無償で消却できる。

8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

9) 有利な条件の内容

当社の業務執行に当たる取締役、執行役員、経営に参画する幹部社員および一部の子会社取締役に対し新株予約権を無償で発行した。

10) 割当を受けた者の氏名と割当を受けた新株予約権の数

・当社取締役

氏名	新株予約権の数	目的たる株式の種類および数
篠塚 勝正	66 個	普通株式 66,000 株
田中 和男	26	普通株式 26,000
前田 裕	26	普通株式 26,000
村瀬 忠男	17	普通株式 17,000
原 説秀	17	普通株式 17,000
服部 隆	17	普通株式 17,000
佐藤 直樹	17	普通株式 17,000
杉本 晴重	17	普通株式 17,000
川崎 秀一	17	普通株式 17,000
以上 合計9名	220	220,000

・当社従業員および子会社取締役（上位10名）

氏名	新株予約権の数	目的たる株式の種類および数	備考
松井 一成	14 個	普通株式 14,000 株	当社執行役員
北林 宥憲	14	普通株式 14,000	当社執行役員
前野 幹彦	14	普通株式 14,000	(株)沖テック取締役社長
小西 博	14	普通株式 14,000	(株)沖電気カスタムドテック取締役社長
福村 圭一	11	普通株式 11,000	当社執行役員
松下 政好	11	普通株式 11,000	当社執行役員
佐瀬 正敬	11	普通株式 11,000	当社執行役員
浅井 裕	11	普通株式 11,000	当社執行役員
山本 茂	11	普通株式 11,000	当社執行役員
宮武 清治	11	普通株式 11,000	当社執行役員

・当社従業員および子会社取締役に対して発行した新株予約権の区分別状況

	新株予約権の数	目的たる株式の種類および数	付与した者の総数
当社従業員	186 個	普通株式 186,000 株	20 名
子会社取締役	36 個	普通株式 36,000 株	3 名

(10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	109 百万円
2. 上記1.のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	109
3. 上記2.のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	64

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記3.の金額には、これらの合計額を記載しております。

(11) 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実

特記すべき事項はありません。

(注) 金額単位の表示

本営業報告書の数値は下記のように表示しております。

- ① 百万円単位：単位未満切捨て
- ② 億円単位：単位未満四捨五入

## 連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
1. 現金及び預金	34,618	1. 支払手形及び買掛金	96,630
2. 受取手形及び売掛金	150,841	2. 短期借入金	116,078
3. 有価証券	4,301	3. 未払法人税等	1,182
4. たな卸資産	166,899	4. 未払費用	44,350
5. 繰延税金資産	6,508	5. 完成工事補償引当金	7
6. その他の流動資産	18,011	6. その他の流動負債	37,615
7. 貸倒引当金	△1,842	流動負債合計	295,865
流動資産合計	379,339	II 固定負債	
II 固定資産		1. 社 債	29,500
1. 有形固定資産		2. 長期借入金	102,729
(1) 建物及び構築物	41,653	3. 退職給付引当金	42,525
(2) 機械装置及び運搬具	44,694	4. 役員退職慰労引当金	371
(3) 工具器具備品	22,501	5. その他の固定負債	7,644
(4) 土地	15,940	固定負債合計	182,770
(5) 建設仮勘定	431	負債合計	478,636
有形固定資産合計	125,223	(少数株主持分)	
2. 無形固定資産	16,068	少数株主持分	6,335
3. 投資その他の資産		(資本の部)	
(1) 投資有価証券	66,524	I 資 本 金	67,882
(2) 長期貸付金	5,474	II 資本剰余金	37,801
(3) 長期繰延税金資産	11,294	III 利益剰余金	16,580
(4) その他の投資その他の資産	20,516	IV その他有価証券評価差額金	19,113
(5) 貸倒引当金	△5,581	V 為替換算調整勘定	△7,210
投資その他の資産合計	98,227	VI 自 己 株 式	△280
固定資産合計	239,520	資 本 合 計	133,887
資 産 合 計	618,859	負債、少数株主持分及び資本合計	618,859

- (注) 1. 有形固定資産減価償却累計額 498,030百万円
2. 担保に供されている資産
- 有形固定資産 2,232百万円
3. 保証債務 3,873百万円
4. 受取手形裏書譲渡高 11百万円

# 連結損益計算書 （自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

科 目	金 額 (百万円)	
I 売 上 高		680,526
II 売 上 原 価		514,483
売 上 総 利 益		166,043
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		155,449
営 業 利 益		10,593
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	492	
2. 受 取 配 当 金	1,345	
3. 為 替 差 益	1,403	
4. 雑 収 入	1,393	4,634
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	6,171	
2. 雑 支 出	1,816	7,987
経 常 利 益		7,240
VI 特 別 利 益		
1. 固 定 資 産 売 却 益	2,056	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,043	
3. 海 外 子 会 社 清 算 に 伴 う 為 替 換 算 調 整 勘 定 取 崩 益	880	10,980
VII 特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 処 分 損	1,011	
2. 減 損 損 失	2,973	
3. 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,315	
4. 災 害 損 失	856	
5. 特 別 退 職 金	1,442	7,599
税金等調整前当期純利益		10,621
法人税、住民税及び事業税	1,579	
法人税等調整額	3,773	5,352
少数株主利益		211
当期純利益		5,058

(注) 1株当たり当期純利益 8円27銭

## 連結計算書類作成のための基本となる事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子法人等の数……………84社  
    主要な連結子法人等の名称……………(株)沖データ、(株)沖電気カスタマアドテック、沖ウィンテック(株)、宮城沖電気(株)、宮崎沖電気(株)、OKI AMERICA, INC.、OKI EUROPE LTD.、OKI (THAILAND) CO., LTD.
- (2) 主要な非連結子法人等の名称……………(株)アダチプロテック他37社  
    (連結の範囲から除いた理由)……………総資産、利益剰余金等、売上高及び純損益は個々にみてもまた全体としても小規模であり重要でないため。
- (3) 連結の範囲の変更……………(株)アドバンスド・ウェーブ・システムズ、沖コンサルティングソリューションズ(株)、(株)沖ヒューマンネットワーク、日沖科技(上海)有限公司は、子会社の相対的重要性の増加により、また、(株)OKIACCESSテクノロジーズ、MKG IMAGING SOLUTIONS, INC. は新規設立により連結の範囲に含めることとした。  
    また、(株)本庄ネットプログレス、OKI TELECOM, INC. は清算を結了したため、連結の範囲から消滅した。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数……………2社  
    主要な会社等の名称……………沖電線(株)
- (2) 持分法を適用しない非連結子法人等……………非連結子法人等 (株)アダチプロテック他37社  
    人等及び関連会社のうち主要な関連会社 (株)アルプ他22社  
    会社等の名称  
    (持分法を適用しなかった理由)……………それぞれ純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

当社及び国内連結子法人等は、保有目的等の区分に応じて、それぞれ以下のとおり評価している。海外連結子法人等は低価法を採用している。

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法

##### ②たな卸資産

当社及び国内連結子法人等は、原価法を採用し、海外連結子法人等は、主として低価法を採用している。

##### ③デリバティブ……………時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

当社及び国内連結子法人等は、主として定率法を採用し、海外連結子法人等は、主として定額法を採用している。

##### ②無形固定資産

当社及び国内連結子法人等は、定額法を採用している。

なお、市場販売目的のソフトウェアは見込販売有効期間(3年)に基づく償却方法を、また、自社利用のソフトウェアは見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。

海外連結子法人等は、主として定額法を採用している。

### (3) 重要な引当金の計上の方法

#### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子法人等は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。海外連結子法人等は、主として特定の債権について、その回収可能性を検討して計上している。

#### ②退職給付引当金

当社及び連結子法人等は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

なお、会計基準変更時差異については、適用初年度に一括して費用処理している連結子法人等及び利益剰余金から直接減額している一部の海外連結子法人等を除き、15年による按分額を費用処理している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。また、一部の海外連結子法人等については、直接、利益剰余金の増減額として処理している。

#### ③役員退職慰労引当金

一部の連結子法人等は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上している。

### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### (5) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

## 連結計算書類作成のための基本となる事項の変更

### 1. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。これにより税金等調整前当期純利益は、2,973百万円減少している。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除している。

### 2. 海外子法人等の退職給付に係る会計基準

連結子法人等であるOKI EUROPE LTD.、OKI (UK) LTD.及びOKI SYSTEMS (NORWAY) ASは、当連結会計年度より各国の退職給付に係る新しい会計基準を適用している。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、損益に与える影響額は軽微である。

また、会計基準変更時差異及び数理計算上の差異を利益剰余金から直接減額したことにより、利益剰余金は1,805百万円減少している。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

沖電気工業株式会社

取締役社長 篠塚勝正 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 斉藤 一 昭 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、沖電気工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第82期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い沖電気工業株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

なお、連結計算書類作成のための基本となる事項の変更1.に記載のとおり、会社は当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準を適用している。これは、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）の適用に伴うものであり、相当と認める。

また、連結計算書類作成のための基本となる事項の変更2.に記載のとおり、一部の海外連結子法人等は、退職給付引当金の計上基準を変更しているが、この変更は、各国の退職給付債務に係る新しい会計基準の適用に伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第82期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役、内部監査部門等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月22日

沖電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 稲川 隆久 ㊟

常勤監査役 本庄 慶行 ㊟

常勤監査役 片桐 啓之 ㊟

監査役 吉岡 家治 ㊟

(注) 常勤監査役片桐啓之及び監査役吉岡家治は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表 (平成18年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
1. 現金及び預金	7,153	1. 支払手形	318
2. 受取掛手形金	1,632	2. 買掛金	76,150
3. 売掛金	92,925	3. 短期借入金	47,652
4. 有価証券	500	4. 1年内に返済予定の長期借入金	25,057
5. たな卸資産		5. 1年内に償還予定の社債	20,000
製成品	20,478	6. 未払金	7,559
半製品	5,764	7. 未払費用	25,550
原材料	10,726	8. 前受り金	1,091
仕掛品	54,052	9. 預り金	1,723
貯蔵品	4,304	10. その他	349
		<b>流動負債合計</b>	205,452
6. 短期前払費用	526		
7. 短期貸付金	21,478	<b>II 固定負債</b>	
8. 未収金	17,987	1. 社債	29,500
9. 繰延税金資産	4,709	2. 長期借入金	82,821
10. その他	1,847	3. 長期預り金	5,000
11. 貸倒引当金	△67	4. 退職給付引当金	27,741
<b>流動資産合計</b>	244,022	5. その他	2,124
		<b>固定負債合計</b>	147,187
<b>II 固定資産</b>		<b>負債合計</b>	352,639
1. 有形固定資産			
(1) 建物	92,218	<b>(資本の部)</b>	
減価償却累計額	△62,450	<b>I 資本金</b>	67,882
(2) 構築物	8,666	<b>II 資本剰余金</b>	
減価償却累計額	△7,149	1. 資本準備金	16,985
(3) 機械及び装置	297,567	2. その他資本剰余金	
減価償却累計額	△266,999	資本準備金減少差益	20,816
(4) 車両運搬具	150	資本剰余金合計	37,801
減価償却累計額	△135		
(5) 工具器具備品	86,702	<b>III 利益剰余金</b>	
減価償却累計額	△72,346	1. 当期末処分利益	10,907
(6) 土地	14,007	利益剰余金合計	10,907
(7) 建設仮勘定	124	<b>IV その他有価証券評価差額金</b>	18,599
<b>有形固定資産合計</b>	90,356	<b>V 自己株式</b>	△274
2. 無形固定資産		<b>資本合計</b>	134,917
(1) 営業権	694		
(2) 施設利用権・借地権	250	<b>負債資本合計</b>	487,557
(3) ソフトウェア	9,735		
<b>無形固定資産合計</b>	10,681		
3. 投資その他の資産			
(1) 投資有価証券	55,656		
(2) 関係会社株式	49,142		
(3) 出資金	280		
(4) 関係会社出資金	1,350		
(5) 従業員長期貸付金	10		
(6) 関係会社長期貸付金	23,193		
(7) 長期前払費用	8,209		
(8) 長期化債権	2,043		
(9) 長期繰延税金資産	5,212		
(10) その他	3,417		
(11) 貸倒引当金	△6,019		
投資その他の資産合計	142,497		
<b>固定資産合計</b>	243,535		
<b>資産合計</b>	487,557		

(注) 1.	関係会社に対する短期金銭債権	66,196百万円
	関係会社に対する長期金銭債権	24,469百万円
	関係会社に対する短期金銭債務	48,021百万円
2.	保証債務	7,710百万円
3.	商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額	18,599百万円
4.	旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権	
	平成13年6月28日開催の定時株主総会決議に基づくもの	
	目的となる株式の種類	普通株式
	目的となる株式の数	334,000株
	行使価額	613円
	権利行使期間	平成15年7月1日より平成18年6月30日まで

# 損益計算書

（自平成17年4月1日  
至平成18年3月31日）

科 目	金 額 (百万円)	
I 売 上 高		409,100
II 売 上 原 価		332,576
売 上 総 利 益		76,524
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		72,773
営 業 利 益		3,751
IV 営 業 外 収 益		
1. 受 取 利 息	602	
2. 有 価 証 券 利 息	6	
3. 受 取 配 当 金	2,550	
4. 受 取 ブ ラ ン ド 使 用 料	1,665	
5. 雑 収 入	1,471	6,296
V 営 業 外 費 用		
1. 支 払 利 息	2,999	
2. 社 債 利 息	893	
3. 雑 支 出	1,480	5,372
経 常 利 益		4,674
VI 特 別 利 益		
1. 投 資 有 価 証 券 等 売 却 益	8,249	8,249
VII 特 別 損 失		
1. 固 定 資 産 処 分 損	771	
2. 減 損 損 失	2,973	
3. 投 資 有 価 証 券 等 評 価 損	470	
4. 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,158	
5. 特 別 退 職 金	588	5,961
税 引 前 当 期 純 利 益		6,962
法 人 税 及 び 住 民 税	△701	
法 人 税 等 調 整 額	5,446	4,745
当 期 純 利 益		2,217
前 期 繰 越 利 益		8,690
当 期 未 処 分 利 益		10,907

(注) 1. 関係会社との取引高

売 上 高 112,091百万円

仕 入 高 116,255百万円

営業取引以外の取引高 5,191百万円

2. 1株当たり当期純利益 3円63銭

## 重要な会計方針

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法
  - 満期保有目的の債券……………償却原価法
  - 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法に基づく原価法
  - その他有価証券
    - 時価のあるもの……………決算日における市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
    - 時価のないもの……………移動平均法に基づく原価法
  - デリバティブ……………時価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 製品、半製品……………移動平均法に基づく原価法
  - 仕掛品……………個別法に基づく原価法
  - 原材料、貯蔵品……………最終仕入原価法に基づく原価法
3. 固定資産の減価償却方法
  - 有形固定資産……………定率法  
但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法
  - 無形固定資産
    - 市場販売目的のソフトウェア…見込販売有効期間（3年）に基づく償却方法
    - 自社利用のソフトウェア……………見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
    - その他……………定額法
4. 引当金の計上基準
  - 貸倒引当金
    - 売掛金・貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
  - 退職給付引当金
    - 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上している。
    - なお、会計基準変更時差異については15年による按分額を費用処理している。
    - 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理している。
    - 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13～14年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしている。
5. 消費税等の会計処理
  - 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。
6. 連結納税制度の適用
  - 連結納税制度を適用している。

## 重要な会計方針の変更

### 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用している。これにより税引前当期純利益は、2,973百万円減少している。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除している。

## 利 益 処 分 案

区 分	金 額 (円)
当 期 未 処 分 利 益 これを次のとおり処分します。	10,907,866,524
利 益 配 当 金 ( 1 株 に つ き 3 円 )	1,834,511,235
次 期 繰 越 利 益	9,073,355,289

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月18日

沖電気工業株式会社

取締役社長 篠塚勝正 殿

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 齊藤 一 昭 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、沖電気工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第82期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載のとおり、会社は当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準を適用している。これは、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）の適用に伴うものであり、相当と認める。

(2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。

(3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。

(4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第82期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通路的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通路的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月22日

沖電気工業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 稲 川 隆 久 ㊟

常 勤 監 査 役 本 庄 慶 行 ㊟

常 勤 監 査 役 片 桐 啓 之 ㊟

監 査 役 吉 岡 家 治 ㊟

(注) 常勤監査役片桐啓之及び監査役吉岡家治は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 営業報告書作成後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実

平成18年5月23日開催の取締役会決議に基づき、以下の条件により無担保  
転換社債型新株予約権付社債を発行した。

### 1. 第31回無担保転換社債型新株予約権付社債

- ・発行総額 18,000百万円
- ・発行価額 額面100円につき金100円
- ・利率 利息は付さない
- ・払込期日 平成18年6月7日
- ・償還期限 平成21年6月5日
- ・資金使途 成長事業分野での今後の機動的な投資、及び今後予定され  
ている社債償還資金、借入金の返済資金に充当
- ・担保又は保証 なし
- ・発行する新株予約権の総数 36個
- ・新株予約権の行使請求期間 平成18年6月8日から平成21年6月4日
- ・新株予約権の行使時の払込金額
  - ①本新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は、当該本新株予  
約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の償還価  
額と同額とする。
  - ②本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額は、当  
初376円とする。
- ・繰上償還条項
  - ①当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本新株予  
約権付社債の社債権者に対して、残存する本社債の全部（一部は不  
可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。
  - ②新株予約権付社債の社債権者は、本新株予約権の発行後、株式会社  
東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が219.1円を  
下回った日以降は、その保有する本社債の全部または一部を額面100  
円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利  
を有する。

### 2. 第32回無担保転換社債型新株予約権付社債

- ・発行総額 12,000百万円
- ・発行価額 額面100円につき金100円
- ・利率 利息は付さない
- ・払込期日 平成18年6月7日

- ・償還期限 平成23年6月7日
- ・資金使途 成長事業分野での今後の機動的な投資、及び今後予定されている社債償還資金、借入金の返済資金に充当
- ・担保又は保証 なし
- ・発行する新株予約権の総数 24個
- ・新株予約権の行使請求期間 平成18年6月8日から平成23年6月6日
- ・新株予約権の行使時の払込金額
  - ①新株予約権1個の行使に際してする出資の目的は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の償還価額と同額とする。
  - ②新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの額は、当初376円とする。
- ・繰上償還条項
  - ①当社は、その選択により、いつでも、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき次の金額で繰上償還することができる。
    - 平成18年6月8日から平成19年6月7日までの期間については金102円
    - 平成19年6月8日から平成23年6月6日までの期間については金103円但し、本新株予約権付社債の発行後、普通株式の毎日の終値が20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の120%を超える場合、当社は、その選択により、いつでも、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。
  - ②平成21年6月8日以降において、終値が219.1円を下回った日以降、本新株予約権付社債の社債権者は、いつでも、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金104円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 第82期利益処分案承認の件

第82期の利益処分案につきましては、添付書類（31頁）に記載のとおりであります。

配当につきましては、各期の収益状況および今後の事業展開に備えるための内部留保を勘案し決定することを基本としております。

この方針に基づき、当期の利益配当金につきましては、1株につき3円とさせていただきたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

会社法（平成17年法律第86号）および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき所要の変更を行うものであります。主な変更項目としましては、①株券を発行する旨の規定新設、②株主総会招集場所の規定削除、③参考書類等のインターネットを利用した開示ができる旨の規定新設、④取締役会の書面決議を可能にするための規定新設、⑤将来に備えた監査役員数の増加、⑥会社法に沿った文言や表現の整備等であります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
(新 設)	第4条（機 関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）監査役 （3）監査役会 （4）会計監査人
第4条（公告の方法） 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができないときは日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第5条（公告方法） 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載して行う。
第5条（株式の総数） 当社が発行する株式の総数は、24億株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、24億株とする。
第6条（自己株式の取得） 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第7条（自己の株式の取得） 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>第8条 (株券の発行)</u>  <u>当社は、株式に係わる株券を発行する。</u></p>
<p>第7条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)      当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。      2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)      当社の単元株式数は、1,000株とする。      2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>
<p>第8条 (株券の種類)  <u>当社が発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	(削 除)
(新 設)	<p><u>第10条 (単元未満株式についての権利)</u>  <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>  <u>(1) 会社法第189条第2項に掲げる権利</u>  <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>第9条 (名義書換代理人)      当社は、株式について名義書換代理人を置く。      2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>第11条 (株主名簿管理人)      当社は、株主名簿管理人を置く。      2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>

現行定款	変更案
<p>3 当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>3 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>第10条（株式の取扱） 株式の名義書換、質権登録、信託表示、株券の再交付、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>第12条（株式取扱規程） 当会社の株式に関する取扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>
<p>第11条（基準日） <u>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 <u>その他、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第12条（招集の時期および場所） 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要がある場合にこれを招集する。</u> 2 <u>株主総会は、東京都区内にこれを招集する。</u></p>	<p>第13条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、<u>必要があるときに随時これを招集する。</u>  （削 除）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第14条（定時株主総会の基準日） <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第13条 (招集者および議長)</p> <p>株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会の決議で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第15条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第14条 (決議方法)</p> <p>株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p>	<p>第17条 (決議方法)</p> <p>株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>第15条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、<u>当会社の議決権を行使しうる株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、あらかじめ委任状を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第18条 (議決権の代理行使)</p> <p>株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>



現行定款	変更案
<p>第16条 (議事録)</p> <p><u>株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した取締役が記名捺印してこれを当会社に保存する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第17条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (条文省略)</p>
<p>第18条 (選 任)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>	<p>第20条 (選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>
<p>第19条 (任 期)</p> <p>取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期が満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第21条 (任 期)</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第20条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>3 <u>取締役社長は、取締役会の決議を執行し業務を統轄する。</u></p> <p>4 <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐し、業務を執行する。</u></p> <p>5 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議で定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第22条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>第21条 (取締役会)</p> <p><u>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な事項を決定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第22条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会の決議で定める順序により<u>他の取締役がこれに代わる。</u></p>	<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ<u>定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第23条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第24条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第25条 (取締役会の決議の省略)</p> <p><u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第24条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めがある場合のほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p>	<p>第26条 (取締役会規程)</p> <p>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>第25条 (員 数)</p> <p>当会社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p>	<p>第27条 (員 数)</p> <p>当会社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第26条 (選 任)  監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第28条 (選任方法)  監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>第27条 (任 期)  監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。</p>	<p>第29条 (任 期)  監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>2 任期<u>の</u>満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第28条 (常勤の監査役)  <u>常勤の監査役は、監査役の互選により定める。</u></p>	<p>第30条 (常勤の監査役)  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p><u>第29条 (監査役会)</u>  <u>監査役会は、法令に定める権限を有するほか、監査役の職務執行に関する事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 (監査役会の招集通知)  監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>第31条 (監査役会の招集通知)  監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第31条 (監査役会規程)  監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めがある場合のほか、<u>監査役会で定める監査役会規程</u>による。</p>	<p>第32条 (監査役会規程)  監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p>第32条（営業年度） 当社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、年度末をもって決算期とする。</p>	<p>第33条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>第33条（利益配当金） 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>第34条（剰余金の配当の基準日） 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>第34条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当（商法第293条の5に定める金銭の分配）をすることができる。</p>	<p>第35条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>
<p>第35条（利益配当金および中間配当金の除斥期間） 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>	<p>第36条（剰余金の配当等の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

### 第3号議案 取締役8名選任の件

取締役 篠塚勝正、田中和男、前田 裕、村瀬忠男、佐藤直樹、杉本晴重、服部 隆の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては取締役8名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

### 取締役候補者（8名）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	篠塚 勝正 (昭和15年11月28日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和63年10月 コンピュータシステム開発本部長 平成2年6月 取締役 平成4年10月 常務取締役 平成9年6月 専務取締役 平成10年6月 取締役社長（現） 平成12年4月 CEO（現）	68,000株
2	田中 和男 (昭和19年12月20日生)	昭和43年4月 当社入社 平成7年6月 経理部長 平成10年6月 取締役 平成12年4月 常務取締役 平成16年6月 CCO（現） 専務取締役（現） 平成17年4月 CFO（現）	38,000株
3	前田 裕 (昭和19年8月7日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年7月 金融システム事業部長 平成10年6月 取締役 平成12年4月 常務取締役 平成17年4月 専務取締役（現） 情報通信事業グループ・チェアマン（現）  他の会社の代表状況 沖コンサルティングソリューションズ 株式会社 取締役社長	25,000株

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴 および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
4	村瀬 忠男 (昭和19年8月10日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年7月 官公営業本部長 平成11年6月 取締役 平成13年4月 常務執行役員 平成14年6月 常務取締役 平成18年4月 専務取締役(現) 他の会社の代表状況 株式会社オキアルファクリエイト 取締役社長	22,000株
5	佐藤 直樹 (昭和23年10月27日生)	昭和47年4月 株式会社富士銀行入行 平成11年5月 同行営業第五部長 平成13年6月 同行執行役員 営業第五部長 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員 平成16年4月 当社常務執行役員 平成16年6月 常務取締役(現)	6,000株
6	杉本 晴重 (昭和23年2月22日生)	昭和45年4月 当社入社 平成2年6月 電子通信事業本部複合通信システム事業部技術第一部長 平成12年4月 執行役員 平成16年4月 CTO(現) 常務執行役員 平成16年6月 常務取締役(現) 平成18年4月 中国ビジネス推進本部長(現)	17,000株
7	北林 宥憲 (昭和22年8月4日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年6月 電子デバイス事業本部プロセス技術センタ長 平成12年4月 執行役員 平成17年4月 常務執行役員(現) 平成18年4月 半導体事業グループチェアマン(現)	13,000株
8	前野 幹彦 (昭和20年1月27日生)	昭和42年4月 当社入社 平成11年4月 システムソリューションビジネスグループ高崎生産センタ長 平成11年6月 取締役 平成13年4月 株式会社沖電気カスタマアドテック 常務取締役 平成14年10月 株式会社沖データ常務取締役 平成16年4月 株式会社沖データ 代表取締役社長(現)	3,000株

CEO:Chief Executive Officer  
COO:Chief Compliance Officer  
CFO:Chief Financial Officer  
CTO:Chief Technology Officer

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 本庄慶行氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。

つきましては監査役1名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

### 監査役候補者（1名）

氏名 (生 年 月 日)	略 歴 および他の会社の代表状況	所有する当社 株 式 の 数
白石 吉 勝 (昭和19年10月15日生)	昭和43年4月 当社入社 平成8年4月 通信ネットワーク事業本部 第一基幹ネットワーク事業部長 平成9年6月 取締役 平成12年4月 常務執行役員 平成13年6月 常務取締役 平成14年4月 株式会社アイピー・ネット 取締役社長 平成15年4月 株式会社沖電気カスタマアド テック取締役副社長 平成18年4月 株式会社沖電気カスタマアド テック取締役(現)	22,000株

(注) 白石吉勝氏は、株式会社沖電気カスタマアドテックの取締役を平成18年6月28日をもって退任する予定であります。

## 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成17年6月29日開催の第81回定時株主総会において、平成2年以来月額4,000万円以内としていたものを年額4億8,000万円以内と年額制に改めております。この間、平成16年には退職慰労金制度を廃止しております。加えて、今般の会社法（平成17年法律第86号）の施行に伴い賞与、ストック・オプションの取扱いが変更されたこと、ならびに報酬額を業績に連動させ機動的な運用を図るため、取締役の報酬額を年額6億円以内に改めさせていただきたく存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものといたします。

また、当社の監査役の報酬額も、取締役の報酬額と同様、平成17年6月29日開催の第81回定時株主総会において、平成9年以来月額700万円以内としていたものを年額8,400万円以内と年額制に改めております。退職慰労金制度につきましても、平成16年に廃止しております。第2号議案で提案させていただいた監査役の員数枠増加など今後の監査体制の一層強化に備えるため、監査役の報酬額を年額1億円以内と改めさせていただきたく存じます。

第3号議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役は11名となり、また第4号議案を原案どおりご承認いただきますと、監査役は4名となります。



## 第6号議案 取締役に対し、ストック・オプションとして新株予約権を付与する件

会社法（平成17年法律第86号）236条、238条および240条の規定に基づき、以下の理由、要領により、当社取締役に対して、会社法361条にいう「非金銭的報酬」として、ストック・オプションとしての新株予約権を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 取締役に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を付与する理由  
業務執行に当たる当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、その経営努力による企業価値の増大を通じて株主各位の利益を図るため、当該取締役に対して、「非金銭的報酬」として、ストック・オプションとしての新株予約権を付与する。
2. 付与した新株予約権の割当を受ける者  
業務執行に当たる、当社の取締役に割り当てる。
3. 付与される新株予約権に関する募集事項
  - (1) 募集する新株予約権の目的たる株式の種類および数  
当社普通株式185,000株を総株数の上限とする。  
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数について、次の算式により調整する。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
  
調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
  - (2) 募集する新株予約権の総数  
185個を上限とする。  
(新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株。ただし、前項に定める株式数の調整を行った場合は同様に調整する。)
  - (3) 募集する新株予約権の発行価額  
新株予約権割当日において、ブラックショールズ・モデルにより算定した公正価額とする。  
ただし、上記発行価額については、会社法246条2項の規定に基づき、新株予約権者たる取締役が当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、新株予約権の割当日においては、払込金額は生じない。
  - (4) 本募集事項に定めた新株予約権（以下「新株予約権」という）の行使時に払い込みをすべき金額  
新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)で定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権割当日の前1ヶ月間における東京証券取引所における終値の平均、新株予約権割当日の前日の前日の終値および本総会前日の終値のうち最も高い価額に1.05を乗じた金額とする。金額の算定にあたっては、1円未満の端数は切り上げる。

なお、当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は当該分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新株予約権を行使し、金銭払込が可能な期間  
平成20年7月1日から平成28年6月28日まで
- (6) 新株予約権を行使するための条件
- ①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。
- (イ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間  
割当個数の34%を上限とする。
- (ロ) 平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間  
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
- (ハ) 平成22年7月1日から平成28年6月28日の期間  
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。
- 計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。
- 平成22年6月30日以前に相続を開始した場合は、平成23年6月30日まで行使することができる。
- 平成22年7月1日以降に相続を開始した場合は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成28年6月28日を越えることはできないものとする。
- ③その他の権利行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- (7) 新株予約権の消却  
前項により行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を無償で消却できる。
- (8) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の割当日等  
新株予約権割当その他に関する必要事項は取締役会決議により定める。

以 上

**第7号議案** 取締役兼務者を除く当社執行役員等に対し、ストック・オプションとして付与する新株予約権の募集事項の決定に関する件

会社法（平成17年法律第86号）236条、238条および239条の規定に基づき、以下の理由、要領により取締役兼務者を除く当社執行役員等に対してストック・オプションとして付与する、新株予約権の募集事項について、以下の内容とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案につきましては、従来どおり、「株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を付与する議案」として、ご承認をお願いいたします。

1. 特に有利な条件で新株予約権を付与する理由

取締役兼務者を除く当社の執行役員、経営の執行に参画する幹部社員および一部の子会社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、その経営努力による企業価値の増大を通じて株主各位の利益を図るため、当該業務執行者に対してストック・オプションとして付与する新株予約権につき、無償で割り当てを行う。

2. 新株予約権の割り当てを受ける者

当社の執行役員、経営の執行に参画する幹部社員および一部の子会社取締役に割り当てる。

3. 新株予約権の募集事項

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式162,000株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数について、次の算式により調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

調整の結果1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(2) 募集する新株予約権の総数

162個を上限とする。

（新株予約権1個当たりの目的となる株式数1,000株。ただし、前項に定める株式数の調整を行った場合は同様に調整する。）

(3) 募集する新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 本募集事項に定めた新株予約権（以下「新株予約権」という）の行使時に払い込みをすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)で定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権割当日の前1ヶ月間における東京証券取引所における終値の平均、新株予約権割当日の前日の終値および本総会前日の終値のうち最も高い価額に1.05を乗じた金額とする。金額の算定にあたっては、1円未満の端数は切り上げる。

なお、当社が時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使による新株発行の場合を除く。）するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行株式1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は当該分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (5) 新株予約権を行使し、金銭払込が可能な期間

平成20年7月1日から平成28年6月28日まで

- (6) 新株予約権を行使するための条件

①新株予約権の行使に下記の制限を設ける。

(イ) 平成20年7月1日から平成21年6月30日の期間  
割当個数の34%を上限とする。

(ロ) 平成21年7月1日から平成22年6月30日の期間  
割当個数の67%から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

(ハ) 平成22年7月1日から平成28年6月28日の期間  
割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。

計算にあたっては、小数点以下は切り捨てるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人に下記により新株予約権の行使を認める。

平成22年6月30日以前に相続を開始した場合は、平成23年6月30日まで行使することができる。

平成22年7月1日以降に相続を開始した場合は、相続開始日から1年間において行使することができる。ただし、平成28年6月28日を越えることはできないものとする。

③その他の権利行使の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

- (7) 新株予約権の消却

前項により行使する条件に該当しなくなった場合はその新株予約権を無償で消却できる。

- (8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要する。

- (9) 新株予約権の割当日等

新株予約権割当その他に関する必要事項は取締役会決議により定める。

以 上

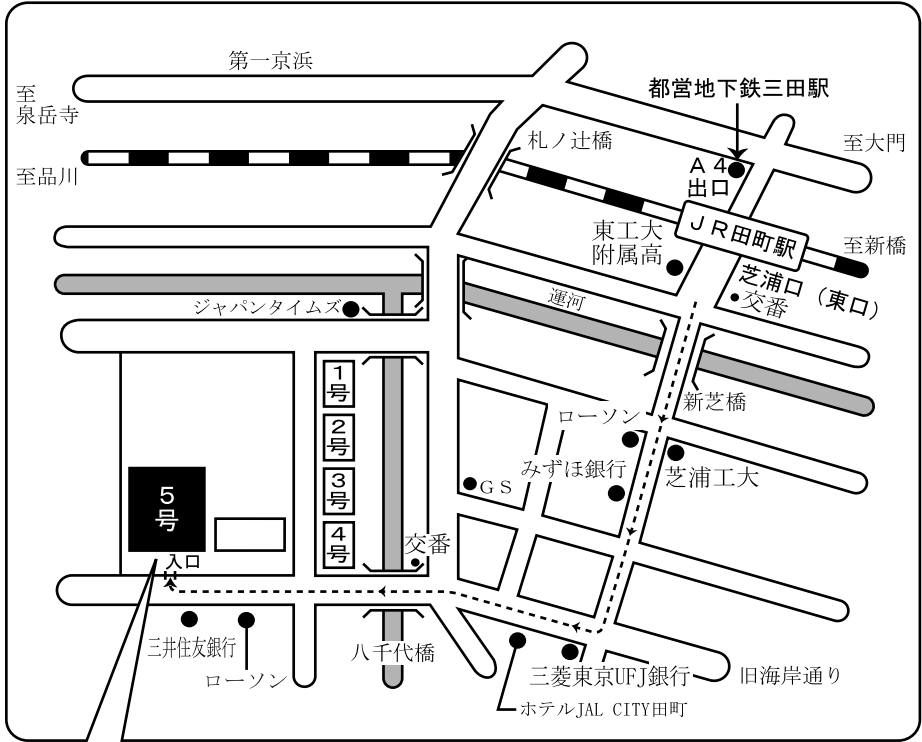
## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項  
議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承の上、行使していただきますよう、お願い申し上げます。
  - 1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（下記URLをご参照ください。）をご利用いただくことによつてのみ可能です。また、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。これらの際には、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載の議決権行使コードおよびパスワード（本総会に関してのみ有効）が必要となります。
  - 2) 書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
  - 3) インターネットでも複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。
  - 4) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
2. インターネットによる議決権行使の方法
  - 1) <http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。（行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスできませんのでご了承ください。）
  - 2) 議決権行使コードおよびパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。
  - 3) 画面の案内に従い、議決権行使してください。
3. ご利用環境
  - 1) パソコン：Windows機種、Macintosh機種
  - 2) ブラウザ：Internet Explorer5.5以上、Netscape Communicator4.7以上
  - 3) インターネット環境：プロバイダーとの契約などインターネットが利用できる環境
  - 4) 携帯電話：「iモード」、 「EZweb」、 「Vodafone live!」のいずれかのサービスが利用できること。（一部ご利用いただけない機種がございます。）パスワード読取機能付携帯電話を利用される方は欄外のQRコードをご利用ください。
4. セキュリティーについて  
行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。  
また議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードとパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。
5. お問い合わせ先について
  - 1) 議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話 0120-768-524 （フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後9時 土日休日を除く）
  - 2) 上記1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部  
電話 0120-288-324 （フリーダイヤル）  
（受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く）



Windows、Internet Explorerは、米国Microsoft社の登録商標です。  
Macintoshは、米国Apple Computer社の商標です。  
NetscapeおよびNetscape Communicatorは、米国Netscape社の商標また登録商標です。  
iモードは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。  
EZwebは、KDDI株式会社の登録商標です。  
Vodafone live!は、Vodafone Group Plcの商標です。  
QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

— 株主総会会場ご案内図 —



**沖電気工業株式会社  
ビジネスセンター5号館**

最寄駅 JR田町駅 芝浦口(東口)より 徒歩10分  
都営地下鉄三田駅A4出口より 徒歩13分  
(JR田町駅構内経由)